「労災保険関係成立票」の記入例

サイズの基準：縦 25cm 以上×横 35cm 以上（労働保険徴収法施行規則 74 条）
掲示場所:事業場の労働者の見易い場所(労働者災害補償保険法施行規則第 49 条)

【保険関係成立年月日】
一括有期事業の場合（会社が年間通じて一括して加入している）
会社が一番初めに労働保険を監督署へ提出した日付で、
保険を継続した日付ではない。(従って、昭和の場合もあり)
（ほぼ、会社の設立と同時期になると思われる）
単独有期事業の場合（保険が必要になるごと加入する）
工事ごとに労災保険を監督署へ提出した日付

※一括・単独有期事業の説明：次ページ参照

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	平成　年　月　日
労災保険番号	
事業の期間	平成　年　月　日より 平成　年　月　日まで
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	

【事業の期間】
一括、単独共に、その現場の

【注文者の氏名】
市長部局の場合
豊橋市長○○○○と記入する。
上下水道局の場合
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者　上下水道局長○○○○と記入する。

【事業主代理人の氏名】
市内業者は無記入。
市外業者で専任または代理人として指名された者を記入。
事業主（社長）の代わりに支店長、営業所長、現場所長などが代理人として指名されている場合など。
（現場代理人の氏名

【労災保険番号】
○○　○　○○　○○○○○○○－○○

最初の２桁：府県の番号（愛知県は２３）
次の１桁：所掌の番号（監督署は１、職安は２）
次の２桁：管轄の番号（豊橋市は０４）
次の６桁：基幹番号
最初の２桁は一括、単独の区別
（一括有期は６０、単独有期は８０、
事業組合は９０番台）
最後の２桁：枝番

≪説明≫

■一括有期事業とは

労働保険の保険料徴収等に関する法律第七条で規定される。

①事業主が同一人であること。

②それぞれの事業の期間が予定される事業であること。

③それぞれの事業が厚生労働省令で定める規模以下であること。

④それぞれの事業が、他のいずれかの事業の全部又は一部と同時に行われること。

⑤前号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件のもの

上記③の省令（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則）

①規模以下とは労働保険料に相当する額が１６０万円未満であること。

②立木の伐採事業にあっては、素材の見込生産量が１０００m3 未満であり、立木の伐採事業以外の事業にあっては請負金額が１億９千万円未満であること。

上記⑤の省令（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則）

①それぞれの事業が、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち、土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体若しくはその準備の事業（以下「建設の事業」という。）であり、又は立木の伐採事業であること。

②それぞれの事業が、事業の種類（別表第一に掲げる事業の種類をいう。以下同じ。）を同じくすること。

３それぞれの事業に係る労働保険料の納付の事務が一の事務所で取り扱われること。

４厚生労働大臣が指定する種類の事業以外の事業にあっては、それぞれの事業が、前号の事務所の所在地と管轄する都道府県労働局の管轄区域又はこれと隣接する都道府県労働局の管轄区域（厚生労働大臣が指定する都道府県労働局の管轄区域を含む。）

■単独有期事業とは

請負金額が１億９千万円以上の建設の事業